



質問 1

村が発注する工事請負契約の適正な執行について

役場庁舎新築工事は、契約書や契約書約款、議会が議決をした工期のとおり完成したのか。

また、庁舎の完成検査や工事的物の引き渡しを受けていない時点の3月19日から新庁舎移転を行っているが、そのことを可能とした制度上の根拠は。

旧庁舎跡地の有効利用については、議会でも鋭意検討中という答弁があったが、村民や観光客が利用しやすい多目的トイレの設置について要望する。

答え

村長

新庁舎建設については、議会の庁舎特別委員会の10回にわたる協議を初め、関係機関の

ご尽力により、極めて円滑な事業が実施できたと思っ

ている。特に、村内外から、これほどの木質化を施した施設は、全国でもまれだという高い評価を受け、それだけに時間も要したが、既に500人を超える見学者が来ている。まさしく椎葉村民として誇りある、新庁舎が完成できたと思っ

ている。また、移転に当たっては、建築から内部の行政サービスを含め、行政事務の停滞、失敗を招かないように万全を期したところだ。

よって、移転期日から完成期日までの間に、行政機能全体の執行確認を実施し、完成検査を得たものであり、順調な公務が執行できたと思っ

ている。椎葉村の将来を担う重要な施設、庁舎であり、全職員が真摯に一丸となつて行政サービス、公共福祉サービスの向上に向けて邁進する覚悟です。

跡地の問題は、旧庁舎を取り除き更地にして、当分は駐車場として、貴重な土地であり、多くの村民の方々の意見、議会とも協議し、余り拙速的なまどめではなく、少し長い目でしっかりと計画を立て

ながら、跡地の問題については考えていく。

質問 2

奨学金返済免除制度の一部見直しについて

奨学資金免除制度は、3年目を迎え、これまで述べたとおり、義務教育に等しい高校就学期間中に受けた奨学金についてのみ、返還免除の対象とするように見直すべきだと考える。

その場合、関係団体や借り入れ世帯の声を聞くなど、幅広く意見聴取を行い、将来の財政負担の影響も含めて検討すべきで、一定の所得要件などを満たすものは対象から除くとか、村内に居住をしてい



答え

教育長

制度の一部見直しについては、指摘の点についても当然のこと、村内に多くの意見を求めていく。村内外の意見の収集に当たっては、奨学金の借り入れ世帯を初め、各民主団体など、広く意見を伺うことにする。意見の収集方法についても効果的に実施したいと考えている。

村内の皆さんのご意見を伺った上で、制度上の課題や財政負担など総合的に検証し、村の施策として、効果的な内容となるよう対応を図っていく。

岡村正司議員



質問 1

防災士の育成について

るかの実態把握方法なども含めて、見直すべきではないか。

防災士について、家庭や地域、企業、団体に知識を持った人を配置し、防災意識の啓発に当たるほか、救急救命等の知識の普及、初期消火や防災訓練の推進、大災害に備えた活動力の訓練に取り組み、有効適切な防災体制を築くことができると考えるが。

答え

村長

本村は、平成16年、17年の災害後、地区民総ぐるみの防災体制をつくるという目標を掲げ、各行政区持ち回りで椎葉村防災訓練を行い、防災体制の強化、自主防災組織、消防団、関係機関との連携強化等に努めている。

また、災害情報を的確に把握し、住民の各地避難を目的とした告知端末を活用した総務省の全国瞬時警報システム、通称Jアラート、本村ホームページ、行政チャンネルでの気象情報、防災情報の迅速な提供に努めている。

救援体制の一環として、本村役場職員14名が応急手当普及指導員の資格を取得した。

消防部長会では、民間資格防災士の取得研修には、前消防部長を派遣するのが望まし

じむのための、条例を設置することが必要だと考えるが。

答え

村長

国内における外資による森林買収については、2006年ごろから徐々に問題が表面化をし、林野庁と国土交通省が大規模取引に限定して行った調査によると、2006年から2010年の間に、5道県で40件620haの買収が確認をされて、それ以降も徐々に増え、現在では7道県で60件786haに及んでいるという報告もある。



質問 2

水源地域の保全について

数年前から、日本の水源地の山林を外国資本が買収する水源地域買収問題が広がっている。

県内は今のところ、確認されていないが、村民の生活を支える水道の水源地を、開発による汚染や枯渇などから守るためにも、事前に予防策を講

今後、水資源の保護は、県全体の取り組みとしても検討が必要であると考え、さらに国においては、水資源保全の基本法制定に向けた調整が図られている。自治体や国の動向に注視しながら、条例化について検討する。

椎葉信紘議員



質問

地元業者への工事発注と雇用対策について

今日の経済不況に伴って村内産業を営む方々の、家業の生計維持、財産管理問題等は益々、深刻さを帯びてきている。

①地元村内業者への事業量の安定確保は、青年層の村外流出に歯止めをかけ、地元雇用の促進、村内産業の救助につながる。今後の見通しは。

②低入札価格調査制度は、入札参加者の企業努力、低い価格での落札を推進する意味から、現行の最低制限価格制度より望ましい制度であると言われている。推進状況と、問題点があれば伺いたい。

答え

村長

①国の公共事業への投資は大

変厳しい状況で、東北の復興に向けて優先的に予算投入を行っている。

しかし、防災に対する事業は積極的に実施される傾向があり、本村が取り組むことができる、急傾斜対策事業や橋梁の修繕事業等は拡充されると思うので、村内業者もこれらの橋梁工事の技術研さんをしておいてもらいたい。

予算の獲得については、これまでどおり国県に対して積極的に要望活動を続け、地域経済の進展に努力をしていく。

②本村の財務規則で一般競争入札及び指名競争入札または随意契約により受注者と契約締結を行うことができ。競争入札の9割以上が指名による競争入札を採用しており、一般競争入札の実績は過去3年間で1回にとどまっている。

低入札価格調査制度は、一般競争入札を実施した場合に、最低価格の入札者以外のものを落札者として契約できる制度であると認識しており、このことは、地方自治法施行令167条の10の規定で準じた制度である。この規定では、契約の相手方が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる。

また、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められるとき、と規制されている。

このことから、実施している指名競争入札は、当該工事等において、もつとも適している業者を前もって指名するため、契約履行がなされないおそれがある業者や、公正な取引を乱すおそれがある業者を未然に回避できる制度である。

しかしながら、一般競争入札を実施する場合は、不特定の業者が入札に参加するので、低入札価格調査制度の導入の検討は不可欠と思われ、12月に改正予定の、本村財務規則にも適応性が保てるよう検討を重ねていく。

